

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	— (—)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	むつ市 02208
地域名 (地域内農業集落名)	川内地区 (蛸崎、宿野部、檜川、 下小倉平、上小倉平、畑、 湯野川、野平、戸沢、 田野沢、石倉、高野川、褰川、銀杏木)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	226 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	226 ha
② 田の面積	11 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	90 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	24.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	24.7 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

褰川地区では畜産を軸に、牛の飼料作物の栽培を主として地域の農地の多くを使用している状態である。上小倉、下小倉、銀杏木地区では、主食用米、野菜、果樹などを栽培しているが、担い手の高齢化と減少が進み、また、土地改良区がほぼ機能していないため、農地や農道・水路の維持管理が困難になっている。今後は担い手や新規就農者への農地集約していくことを目標とするが、未相続の土地や、土地所有者がわからない土地が多数あるため、意向把握と同じく確認を進めていくことが課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

褰川地区においては、離農により空いた農地を地域の担い手へ集約し、農地の維持に努める。上小倉、下小倉、銀杏木地区においては、使用可能な農地が少なく、現在使用している農地も農道、水路の維持管理が難しいことから、基盤整備や土地改良の活用を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10.9	%	将来の目標とする集積率 10.9 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
主に褒川地区で担い手への農地集積、新規就農者の就農を進める。銀杏木地区では圃場の整備を検討する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者への農地の集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
意向把握調査の結果、ほとんどの土地所有者が所有農地の今後を「わからない」と回答するか、無回答だったため、今後も所有者の意向把握につとめ、農地中間管理機構への貸付を進めていく。 (1)、(2)ともに、現農地所有者や相続権者が不明の土地が多いため、貸付の希望があった場合に備え、調査を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組
現状では基盤整備の予定はないが、特に上小倉、下小倉、銀杏木地区では新規に農地を使用する場合は整備する必要があるため、要望があった際には事業を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域の農地に適した作物について、地域内外に発信し、新規就農の希望があった場合は、市、県、農協等、関係機関で必要な支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内の関係機関で、適宜必要なサポートを行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①サル、クマ、カモシカなどの被害が発生した場合は、速やかに市へ情報が伝わるようにし、猟友会と連携して対処していく。
⑤サンマモルワイナリーを中心に、ぶどうの栽培に対して支援を行っていく。
⑧褒川地区の担い手が経営所得安定対策の耕畜連携の取り組みを行っているため、今後も取り組みを継続していけるよう支援していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		果樹	11.3 ha	ha	果樹	11.3 ha	ha	農認A	
利用者		水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	農認B	
利用者		いちご	0.2 ha	ha	いちご	0.2 ha	ha	農認C	
認就		いちご	0.7 ha	ha	いちご	0.7 ha	ha	農認D	
利用者		水稻	1.4 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	農認E	
利用者		かぼちゃ	0.2 ha	ha	かぼちゃ	0.2 ha	ha	農認F	
認農		畜産	4 ha	ha	畜産	4 ha	ha	農認G	
認農		畜産	3.7 ha	ha	畜産	3.7 ha	ha	農認H	
利用者		畜産	0.8 ha	ha	畜産	0.8 ha	ha	農認I	
認農		畜産	2.9 ha	ha	畜産	2.9 ha	ha	農認J	
認農		畜産	5.3 ha	ha	畜産	5.3 ha	ha	農認K	
認農		畜産	4.1 ha	ha	畜産	4.1 ha	ha	農認L	
認農		牧草	2 ha	ha	牧草	2 ha	ha	農認M	
認農		畜産	2.7 ha	ha	畜産	2.7 ha	ha	農認N	
認農		畜産	1.2 ha	ha	畜産	1.2 ha	ha	農認O	
計	14経営体		40.7 ha	0 ha		40.7 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。